# 第４部 平成27年（2015年）大阪府雇用表

## 第１章　平成27年（2015年）大阪府雇用表の概要

雇用表とは、各部門の生産活動に投入された従業者数を示したもので、投入係数、生産誘発係数などに対応する労働係数、労働誘発係数等が計算される。

これらを用いることにより、各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及分析などが可能となる。

### １　平成27年（2015年）大阪府雇用表の概略

**図表４－１－１　大阪府雇用表（３部門分類）**



（１）表側は平成27年（2015年）大阪府産業連関表の部門分類（13部門、37部門、107部門）と一致しており、表頭は従業上の地位を表している。従業上の地位は、次のとおり。

個人業主：個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者

家族従業者：個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。一般の従業員と同等の賃金や給料を受けている者は雇用者に分類する。

有給役員：常勤及び非常勤の法人や団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の従業員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は、雇用者に分類する。

常用雇用者：期間を定めずに雇用されている者若しくは１か月を超える期間を定めて雇用されている者又は18日以上雇用されている月が２か月以上継続している者。この条件を満たす限り、見習、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類する。休職者も含む。

正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、「パートタイマー」、「アルバイト」、「契約社員」、  
　　　　　　　　　 「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者

臨時雇用者：常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者

（２）表側の部門は平成27年大阪府産業連関表の列部門と一致しており、事業所を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づく生産活動単位（アクティビティ・ベース）による分類である。

（３）複数の部門に従事している者は、原則としてそれぞれの部門で１人と計上しているので、本表の部門別従業者数を他の数値と比較する場合は注意を要する。

（４）特殊な扱いをする部門である「住宅賃貸料（帰属家賃）」、「自家輸送」、「事務用品」については、従業者がいないものとしている。

（５）「有給役員・雇用者１人当たり雇用者所得」は、次の算式により求めた。

### ２　従業者数の産業別構成

最も割合が高いのはサービスで41.5％、次いで商業21.4％、製造業13.7％、運輸・郵便6.0％、建設5.8％となっている。

**図表４－１－２　産業別従業者数の構成比（13部門）**



「その他」の内訳は

公務、不動産、農林漁業、

電力・ガス・水道、鉱業、

分類不明

### ３　従業者数の従業上の地位別構成

全産業では、個人業主6.7％、家族従業者2.0％、有給役員6.0％、常用雇用者81.6％、臨時雇用者3.7％となっており、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者を合わせた有給役員・雇用者が91.3％となっている。

**図表４－１－３　従業者の従業上の地位別構成比**

### ４　労働係数・雇用係数

労働係数〈雇用係数〉は、ある産業の従業者総数〈有給役員・雇用者の数〉を当該産業の府内生産額で除した数値で、単位生産額（百万円）に対して必要となる従業者総数〈有給役員・雇用者の数〉を示している。これらを用いることにより、生産増に伴い労働需要がどれだけ生じるか推計できる。

産業別では、労働係数は農林漁業が最も高く、次いで対個人サービス、繊維製品となっている。雇用係数は対個人サービスが最も高く、次いで商業、医療・福祉となっている。

**図表４－１－４　産業別 労働係数・雇用係数**

****

### ５　労働誘発係数・雇用誘発係数

労働誘発係数＜雇用誘発係数＞は、ある産業に対して１単位（百万円）の最終需要があった場合、それを賄うために直接・間接に行われる各産業の生産に伴って必要となる労働需要（従業者総数＜有給役員・雇用者の数＞）の大きさを示すものである。

各産業別の労働誘発係数列和、雇用誘発係数列和は、労働需要の総量を表している。産業別では、労働誘発係数列和は農林漁業が、雇用誘発係数列和は対個人サービスが、それぞれ最も高くなっている。

**図表４－１－５　労働誘発係数列和・雇用誘発係数列和**



（注）労働誘発係数＜雇用誘発係数＞＝労働係数＜雇用誘発係数＞（対角行列）×逆行列係数（（型）

**（参考）推計方法の概略**

1. 従業者総数

　部門分類（統合中分類）別に、下記ア～オの値を比較検証し、推計した。ただし、「公務」部門については、平成27年国家公務員給与等実態調査の結果（人事院）及び平成27年４月１日地方公務員給与実態調査結果（総務省）の値を用いた。

ア　個人ベースの従業者について、平成27年国勢調査の結果をベース値とし、その対全国比で平成27年全国雇用表の従業者総数を按分した値

イ　事業所ベースの従業者について、平成26年経済センサス－基礎調査－及び平成28年経済センサス－活動調査－からベース値を作成し、その対全国比で平成27年全国雇用表の従業者総数を按分した値

ウ　アとイの平均値

エ　平成27年国勢調査の結果

オ　平成26年経済センサス－基礎調査－及び平成28年経済センサス－活動調査－の結果

1. 従業上の地位別従業者数

（１）により推計した従業者総数を、原則として同一の推計資料における比率を用いて各従業上の地位に割り振った。

## 第２章　統計表

### １　13部門分類



### ２　統合大分類（37部門分類）

